障害者差別解消法ってご存じですか?

障害のある人に対して、「不当な差別的取扱い」をなくし、「合理的配慮の提供」によって、共に生きる社会を目指しましょう。

障害のある人を特別視するのではなく、地域のなかですべての人と共に生きるノーマライゼーション社会が実現できれば、私たちの社会は平等で住みやすいものになります。

しかしこうした社会はなかなか実現せず、障害のある人の社会参加も進みません。その原因の多くは、私たちの「心の壁」にあります。

障害のある人と共に生きる社会を創っていくためには、道路や建物など生活環境のバリアフリーだけでなく、障害のある人に対する私たちの心のバリアフリーが最も大切です。

■障害のある人の人権尊重について特に問題があること(上位5位)

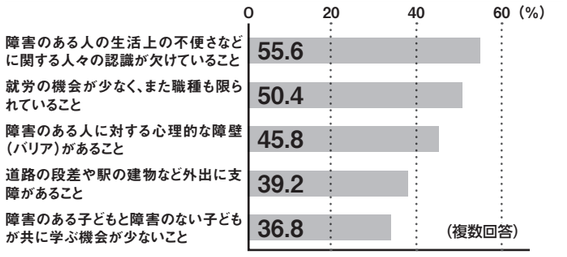

出典:金沢市「人権問題に関する市民意識調査」平成23年12月

不当な差別的取扱いとは・・・

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスや各種機会の提供を拒否したり、提供に当たって条件を付けたりするような行為を言います。

合理的配慮とは・・・

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、合理的配慮を提供することとされています。

金沢市における相談窓口 障害福祉課(金沢市広坂1丁目1番1号) ☎220-2289 FAX232-0294 ✉syofuku@city.kanazawa.lg.jp

法務省人権相談窓口

【人権相談ダイヤル】

みんなの人権110番 ☎0570-003-110

女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

子どもの人権110番 ☎0120-007-110

月～金(祝日・年末年始を除く)
8:30～17:15
※電話をかけた最寄りの法務局につながります。一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。

【インターネットによる人権相談】
パソコン http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html
携帯 http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html

金沢市人権相談窓口

【市役所市民相談窓口(本庁舎2階)】
毎月第1金曜日 13:00～15:00
(第1金曜日が閉庁日の場合、第2金曜日)

【地区公民館】
巡回日程・場所は金沢市新聞広報掲載

問い合わせ先 人権女性政策推進課 ☎076-220-2071

育てよう一人ひとりの人権意識

「人権ってなに?」と聞かれると、私たちはつい堅苦しくむずかしく考えがちです。人権は、「人が人らしく生きるために、誰もが生まれながらに持っている、他人から自由勝手に奪われることがない基本的な権利」です。

毎年12月4日から12月10日までは人権週間です。この機会に、人権について考えてみましょう。

女性の人権
男女は社会の対等な構成員であるにもかかわらず、「女だから…。」と言う人がいます。女性というだけで社会参加や就職の機会が奪われることがあってはなりません。

子どもの人権
子どもにも、一人の人間として、大人と同じように、自由と権利があります。大人が「子どもだから」「子どものくせに」と一方的に決めつける前に、子どもは大人よりも権利が侵害されやすい存在であることを認識し、子どもの権利を守る努力が必要です。

高齢者の人権
人はみな、さまざまな経験を積み、成長し、やがて老いていきます。高齢者にも当然、一人の人間として尊重され、生き生きと尊厳のある生活を送る権利があります。

同和問題
同和地区・被差別部落などと呼ばれる特定の地域出身者であることや、そこに住んでいることを理由に、さまざまな社会的不利益を受けることがあってはなりません。

外国人の人権
国際化が進むなか、日本には約200万人もの外国人が住み、私たちとともに生活しています。その生活習慣や文化の違いから差別されることがあってはなりません。

HIV感染者やハンセン病回復者等の人権
病気に対する誤った認識が、HIV感染者やハンセン病患者・回復者、その家族への偏見・差別につながっています。

犯罪被害者とその家族の人権
犯罪被害者やその家族は、周囲の好奇の目や中傷、心ない言動や行きすぎた報道などにより、社会的な孤立や差別を受けることのないよう、その人権が擁護されなくてはなりません。

刑を終えて出所した人等の人権
刑を終えて出所した人は、罪を償った人であり、その人には社会の一員として円滑な生活を営み、人として生きていく権利があります。

インターネットによる人権侵害
インターネット上では、匿名による書き込みが可能であることを悪用して、個人の名誉やプライバシーを侵害するなどの種々の人権問題が起きています。情報モラルを守ってインターネットを正しく使用し、人権侵害をなくすことが求められています。

人権朗読コンサートのお知らせ

12月2日(金) 15:00～17:00
金沢市アートホール (金沢市本町2-15-1 ポルテ金沢6階)

「中学生人権作文コンテスト」作文入賞者による朗読、音楽演奏

参加無料・どなたでもお気軽にご参加ください。

人権問題に困ったら人権擁護委員にご相談ください。

【お問い合わせ先】金沢市人権女性政策推進課 ☎076-220-2071 FAX 076-260-1178 ✉jinkenjyosei@city.kanazawa.lg.jp